

【参照条文】

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 （略）

2・3 （略）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5・6 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）又は地方公務員（以下この号において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等となつた場合
- 二 法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により隊員として採用された場合又は国家公務員法第六十条の二第一項の規定により一般職に属する国家公務員として採用された場合
- 三 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）又はこれに基づく命令により防衛省本省若しくは防衛装備庁に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合
- 四 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、防衛省令で定める額以下の報酬を得る場合

○ 所得税法（昭和四十年政令第三十三号）（抄）

（給与所得）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が百九十万円以下である場合 六十五万円

二～五 （略）

（基礎控除）

第八十六条 合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、その者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円以下である場合 五十八万円

二・三 （略）

2 前項の規定による控除は、基礎控除という。

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）

第四十一条の十六の二 令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額（所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。第一号において同じ。）が六百五十五万円（令和九年分以後の各年分にあつては、百三十二万円）以下である場合における同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号を定める金額を加算した額とする。

一 令和七年分及び令和八年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円以下である場合 三十七万円

ロ～ニ （略）

二 令和九年分以後の各年分 三十七万円

2～5 （略）

○ 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）（抄）

附 則

（物価上昇局面における基礎控除等の対応）

第一百条 令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。

○ 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）（抄）

※職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（令和八年内閣官房令第八号）による改正後の条文

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）

第十条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、百六十万円とする。

○ 職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（令和八年内閣官房令第八号）（抄）

附 則

この内閣官房令は、令和八年十月一日から施行する。